



令和5年度(2023年度) 補助事業等実績報告書

令和6年3月31日

函館市長 大 泉 潤 様

住所 函館市谷地頭町9-5
補助事業者等 団体名 函館市谷地頭母親クラブ
代表者氏名 会長 大木 雪美

補助事業等の名称 地域組織活動事業

令和5年4月1日函子育をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和6年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	155,940円
補助金等領収済額	金	155,940円
補助金等返還額	金	0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和・平成・令和 47年4月20日
	構成員 会員 25名
	営む主な事業 地域組織活動事業
補助事業等の内容	別紙令和5年度（2023年度）地域組織活動事業報告書のとおり
補助事業等の実施による効果	家庭児童の健全な育成を図り，行政および児童厚生施設等の活動支援を行うことにより，児童福祉の向上に効果を上げることができた。
備考	

- (注)
- この様式は，補助金等の交付を申請し，または，これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 - 補助事業等の内容は，詳細に記載すること。（別紙も可）
 - 工事の施行を伴う場合は，その実施設計書および図面を添付すること。
 - その他必要と認めた書類を添付すること。

令和5年度(2023年度) 地域組織活動事業報告書

函館市谷地頭母親クラブ

活 動 項 目	事業実績			内 容
	年間実施回数 (回)	年間参加延べ人数 (人)		
		大人	児童	
1 親子及び世代間の交流, 文化活動				別紙のとおり
ア 主に親子の交流, 文化活動	4	25	88	
イ 三世代間の交流, 文化活動	2	55	77	
ウ その他の交流, 文化活動	34	78	417	
小 計	40	158	582	
2 児童養育に関する研修活動				別紙のとおり
ア 児童の発達上の留意点, 家庭のしつけ, 安全養育等に関する研修	1	1	5	
イ 地域での児童健全育成の向上に関する研修	1	1		
小 計	2	2	5	
3 児童の事故防止活動				別紙のとおり
ア 遊び場の安全点検活動	3	0	0	
イ 交通安全点検活動	2	0	3	
ウ 非行防止活動	1	1	0	
エ その他の交流, 文化活動	0	0	0	
小 計	6	1	3	
4 その他, 児童福祉の向上に寄与する活動	5	5	0	別紙のとおり
小 計	5	5	0	
□地域組織単独活動(補助対象外事業)	8	15	0	別紙のとおり
合 計	61	181	590	

令和5年度 (2023年度) 補助事業等の収支決算書

函館市谷地頭母親クラブ

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額 (A)		本年度決算額 (B)		増減 (B-A)		内訳
		うち, 補助対象事業		うち, 補助対象事業		うち, 補助対象事業	
会費	12,000	7,000	12,500	7,726	500	726	@500円×25人
補助金	155,000	155,000	155,940	155,940	940	940	函館市より
参加者負担金	5,000	0	5,000	0	0	0	
助成金	0	0	0	0	0	0	
諸収入	0	0	0	0	0	0	
雑収入	0	0	0	0	0	0	預金利息等
繰越金	0	0	0	0	0	0	
合計	172,000	162,000	173,440	163,666	1,440	1,666	

支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額 (A)		本年度決算額 (B)		増減 (A-B)		内訳
		うち, 補助対象事業		うち, 補助対象事業		うち, 補助対象事業	
親子及び世代間の交流, 文化活動	138,000	133,000	142,044	137,044	△4,044	△4,044	別紙のとおり
児童養育に関する研修活動	6,000	6,000	4,050	4,050	1,950	1,950	別紙のとおり
児童の事故防止活動	9,000	9,000	8,001	8,001	999	999	別紙のとおり
その他, 児童福祉の向上に寄与する活動	14,000	14,000	14,571	14,571	△571	△571	別紙のとおり
地域組織単独の活動 (補助対象外事業)	5,000		4,774		226		別紙のとおり
合計	172,000	162,000	173,440	163,666	△1,440	△1,666	

収支差引額 0円

- (注) 1 この様式は, 補助金等の交付を申請し, または, これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2 項目は, 詳細に区分して記載すること。
 3 金額の単位は, 申請の場合「千円」, 実績報告の場合は「円」とすること。
 4 内訳には, 金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5 その他必要と認められた書類を添付すること。